

～川口市多言語ボランティアについて～

1 川口市多言語ボランティアとは・・・

外国人住民が、川口市で生活する上で必要となる行政手続きや、地域社会とつながるためのさまざまな場面において、日本人住民との意思疎通を円滑に行えるよう通訳や文書翻訳を行うボランティアのことをいいます。

2 応募について

(1) 応募資格

ア 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を持つ者

イ 年齢満18歳以上の者（高校生を除く）

ウ e-mail を使用できる環境があり、かつ使用できる者

エ 外国籍の者は、就労可能な在留資格を所持していること。ただし、就労に制限がある場合は、その範囲内で活動することができる者とします。

オ 翻訳業務についてはパソコンを使用できる環境があり、かつ使用できる者（Word形式でのやり取りになります）

※ 日本語、外国語のレベルに基準等はありません。実際に、通訳を依頼する際に、お持ちの資格等を考慮し、川口市協働推進課（以下「協働推進課」という。）で依頼内容に適したボランティアの方にご連絡いたします。

(2) 必要書類等

ア 川口市多言語ボランティア登録・更新申込書

イ 本人確認書類（有効期限内の運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券・在留カード・国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付のもの）等）

※ 本人確認のため、コピーを取らせていただきます。

3 登録について

(1) 登録期間

登録日から無期限になります。

※ 登録は、申込書を持参いただいてから数日かかる場合もございます。

(2) 休止・辞退

一時的に活動ができない状況になった場合、川口市多言語ボランティア休止届をご提出いただくことで、ボランティア登録を休止することができます。また、ボランティアを辞退する場合は、川口市多言語ボランティア辞退届をご提出いただくことで、登録を取り消すことが可能です。休止・辞退を希望する場合は、協働推進課あてご連絡ください。

(3) 登録取消

ボランティア活動において、他者に著しく損害を与え迷惑をかけた場合は、登録を取り消しさせてい

たきます。

4 活動について

(1) 通訳

日 時：原則1週間前までに電話・メール等にてご連絡（依頼）をいたします。

場 所：川口市内が主ですが、市外で通訳を行う場合もございます。

打合せ：依頼内容によっては、事前の打合せを行う場合がございます。その際は、かわぐち市民パートナーステーションにて打合せを行います。

報 告：通訳当日は、通訳活動報告書を依頼主が提出します。通訳時間等の内容確認をお願いします。

その他：通訳当日は、依頼主などの行政機関関係者が現地で通訳者に同行します。

(2) 翻訳

必須事項：Word、Excel、Power Pointなどのソフトが使用でき、メールの送受信ができるパソコン及び環境をお持ちの方に限ります。

翻訳期限：依頼内容によって異なりますが、平均すると2週間前後です。

※ 通訳種類：川口市の行政窓口・学校・保育所・幼稚園・医療センター・町会・自治会等及び大規模災害発生時

※ 保 險：任意でボランティア活動保険などの保険に加入してください。

※ 守 秘 義 務：ボランティアの活動上知りえた情報を他に漏らすことは堅く禁止します。また、ボランティアの登録を取り消した後も同様とします。

5 謝礼について

(1) 通訳

ア 活動報告書の報告を確認し、別表1のとおりといたします。

イ 依頼主から謝礼が支払われる場合は、上記の限りではございません。

ウ 謝礼は、協働推進課が通訳活動報告書を受理した日から数えて、原則30日以内に登録された銀行口座に入金いたします。

－別表1－

活動時間	報酬金額
30分以下	1,000円
31分～1時間	2,000円
1時間1分～1時間30分	3,000円
1時間31分～2時間	4,000円
2時間1分以上	同様に30分毎に1,000円増加

(2) 翻訳

ア 日本語の文字数を基準とし、日本語から外国語への翻訳及び外国語から日本語への翻訳に対する謝礼を、別表2のとおりといたします。

イ 謝礼は、協働推進課が翻訳文を依頼主に回答した日から数えて、原則 30 日以内に登録された銀行口座に入金いたします。

－別表2－

文字数	謝礼金額
100 文字以下	400 円
101 文字～400 文字	800 円
401 文字～800 文字	1,200 円
801 文字～1,200 文字	1,600 円
1,201 文字～1,600 文字	2,000 円
1,601 文字～2,000 文字	2,400 円
2,001 文字以上	同様に 400 文字毎で 400 円増加

※ 通訳及び翻訳の謝礼は、上記の金額から源泉所得税を差し引いた金額をお支払いいたします。

※ 大規模災害発生時に係る通訳及び翻訳については、無償とさせていただきます。

6 ボランティアの個人情報について

川口市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱いを行い、本人の同意なく第三者への情報の開示・提供は行いません。ただし、大規模災害発生時のボランティアを希望された方については、この限りではありません。